

輪島市監査公表第40号

平成25年12月2日付発監査第191号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成25年12月16日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝



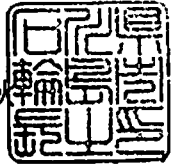


発 監 第 253 号

平成 25 年 12 月 10 日

輪島市監査委員 湊 良作 様
輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 監 理 課

監査執行年月日 平成25年11月22日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>分納や年金支給時に納付と工夫を凝らし対応している。引きつづき滞納額削減に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>長期滞納者に対しては、文書通知や電話、さらに訪問でのお願いも行っているところ。今後、滞納者の現況を再度調査するとともに、実効性のある回収計画を立て、引き続き滞納額削減に取り組めます。また、現年度分においても滞納整理システムを利用し、税務課とも連携しながら徴収を強化し、新たな滞納が増えないよう努めます。</p>	<p>措置済</p>